

公益財団法人愛知県スポーツ協会理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、公益財団法人愛知県スポーツ協会の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集者)

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知しなければならない。なお、書面による通知の発出に代えて理事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第6条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28条)第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第9条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第16条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催された日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名

(4) 理事会に出席した理事、監事の氏名

(5) 出席した代表理事及び監事の署名、又は記名押印

(6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(権限)

第14条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第15条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

ア この法人の業務執行の決定

イ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

ウ 重要な財産の処分及び譲受

エ 多額の借入

オ 重要な使用人の選任・解任

カ 重要な組織の設置、変更及び廃止

キ 事業計画書及び収支予算書等の承認

ク 事業報告及び決算書類等の承認

ケ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

ア 規程の制定、変更及び廃止

イ 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

ウ 会長、副会長の選任及び解職

エ 名誉会長、顧問、参与の選任

オ 基本財産の指定、維持及び処分

カ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

ア 加盟団体の入会及び除名

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

ウ 重要な事業その他の争訟の処理

エ 評議員候補者の推薦

オ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第16条 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第17条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成27年度定時評議員会(平成27年6月17日)から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。